



ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.6

発行
2017年3月9日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com
WEB: http://moonkh.wixsite.com/hateharassment



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

署名活動を始めました

いっそうのご支援をお願いいたします

ヘイトハラスメント裁判を支える会
大澤 恵美子（事務局）

2015年8月末の提訴から1年6か月経とうとしています。膨大な証拠の提出、双方の主張がされています(詳しくは第五回口頭弁論報告ページを参照して頂ければ幸いです)。

この裁判を支えてくれている弁護士の先生方、共同代表の先生方、裁判傍聴に参加したり、集会に参加して頂いたりカンパやネットでこの裁判を見守り支援している方々に感謝したいと思います。ありがとうございます。

初めて、彼女から会社にこんな文書が配布されていると相談された時に、自分の会社でこんな物が配られたらと思うとぞっとしました。と同時に仕事をするのにこんな物が目に入る職場に「ありえへんやろ」と思いました(「ありえへん」とは「そんな事はあってはならない」「それは有るまじき事だ」という意味です)。

彼女に聞くと毎日、会社のトップである会長や会社の名義で同じような韓国人に対する偏見憎悪の配布物が配られ、それを見た社員の憎悪をおおる感想文に、会長が気に入った個所に線を引き、また配られる。その配布物の中には在日韓国人が税金を払っていないという誤った情報も拡散されました。彼女達はきちんと税金もずっと支払っていますし在

日韓国人という事による還付はありません。嘘の情報を流しました。偏見をあおりました。まき散らかしました。彼女は在日韓国人です。その彼女の目の前で「韓国人は自分が有利になるように嘘をつく」「嘘が蔓延している民族」「在日は死ねよ」など記載された文章が配られる。そんな環境の中でどれだけ彼女がくやしい思いをしているのか、どれだけの不安の中で仕事をしているのかと思ひ、また、建設会社の社員が勤務中に教科書展示会に行き、そのアンケート記入に社員を動員している。そのアンケートも会社がこう書きなさいと指示されていると聞いて、私の頭の中ではまた「ありえへん」会社でした。

その後、彼女は弁護士の先生方と相談して、会社に配布物を辞めるように申し入れしました。しかし、会社は彼女にお金を渡すから辞めれば、そうしたら楽になると退職勧奨を行いました。彼女からその上司とのやり取りを聞いた時、彼女の震える声や彼女の痛みなどを痛切に感じました。彼女は会社の憎悪と偏見に満ちた配布物を止めさせる為、提訴しました。そして今も配布物は続いています。

私自身もこんな配布物が許される会社はイヤです。私の親友が傷つく事も。私は別の会社で働いていますが、会長の私物ではなく個人ですし、会長から思想を押し付けられる事もされたくありません。安心してみんなが働ける社会・会社が当たり前になるように私もこの裁判を支えていきたいと思ひます。

裁判も1年4か月経過しました。証拠の提出、相手側からの反論がされています。

ヘイトハラスメント裁判を支える会でもツイッター・フェイスブック・ホームページ、原告や先生方による集会でのアピール等様々な活動でこの裁判について広めています。

この度、この裁判に勝訴し絶対にこの様な事がないようにする為、これだけの人が反対している、原告を支持している人がいる事を示す為に署名を集める事になりました。こんな事が許されるのであれば経営者からの物については社員に対して何を押し付けてもいいことになります。

そんな事は許されませんし、そんな状況は絶対阻止する必要があると思います。その為には多数の署名が必要です。すべての労働者の問題として署名活動にご協力願います。

第5回口頭弁論報告

弁護団：富田真平

2016年12月15日午前11時より、ヘイトハラスメント訴訟第5回口頭弁論期日が開かれました。



口頭弁論終了後の支援者集会で挨拶する、寺木伸明共同代表（右端、桃山学院大学名誉教授）

1 第5回口頭弁論で行われたこと

口頭弁論では、原告側からは、第8準備書面及び第9準備書面を提出

し、甲60号証から甲62号証までの証拠を提出しました。そして、金弁護士から第8準備書面の趣旨について口頭で説明を行いました。

他方、被告会社からは準備書面2が提出され、被告今井会長からは第2準備書面及び乙1号証から乙10号証までの証拠が提出されました。

また被告会社は、資料配付の目的について、3で述べる被告今井会長の主張を援用し、他方で被告今井会長は、資料の配付の認否について、被告会社の主張を援用しました。

2 原告側が主張したこと

(1) 第8準備書面で主張したこと

第8準備書面では、100年以上に及ぶ在日コリアンの歴史、主には、戦前から現在に至るまでの在日コリアンが置かれた法的地位を概説し、また、2000年以後についてはいわゆる「嫌韓」ブームやヘイトスピーチが活発に行われるようになった事実等について言及しました。被告らが行った資料の配付等の行為の意味を正確に理解するためには、在日コリアンの歴史について知る必要があることから、このような主張を行いました。

(2) 第9準備書面で主張したこと

第9準備書面では、被告らが行った教科書アンケートの記入の強制について、裁判所から説明を求められた点を補充して主張を行いました。会社側が行った様々な資料の配付や上司からの指示などを指摘しながら、被告らが、アンケートの取り組みに同調しない従業員が社内で敵視・排除されることを示唆するなどして、従業員に対し会社の意に沿う内容のアンケートを提出するよう、圧力をかけ、アンケートの記入・提出を強制したことなどを主張しました。

3 被告側が主張したこと

被告今井会長の第2準備書面では、被告らの資料配付等の目的につい

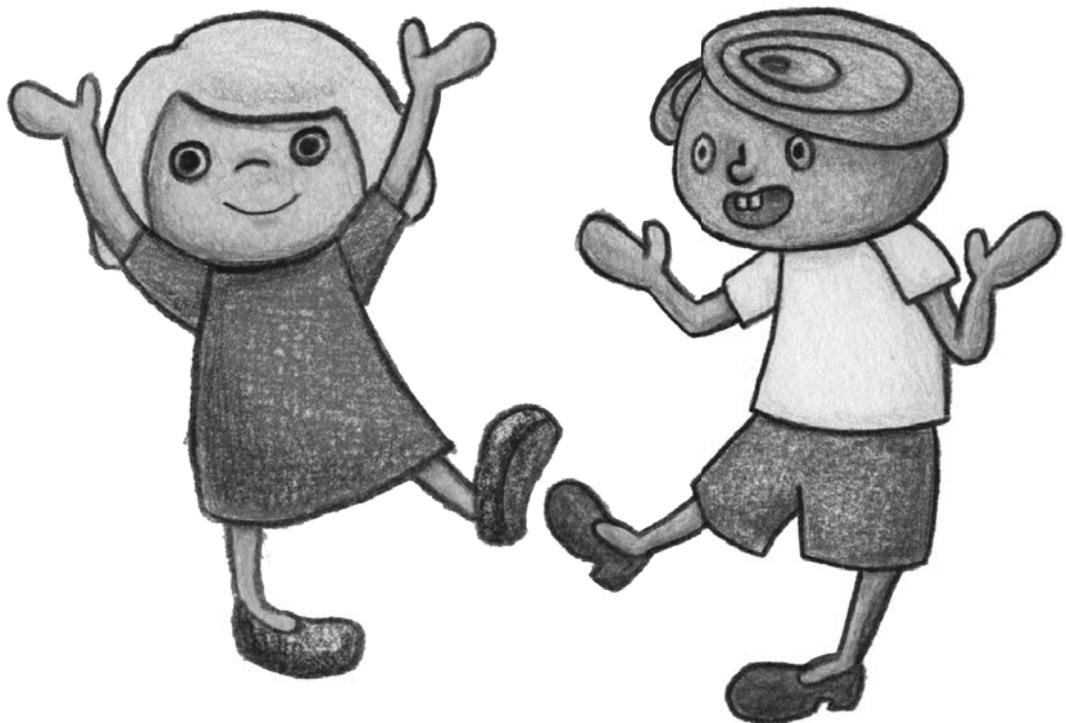
での主張が行われました。この書面で、被告会長は、いわゆる「自虐史観」を取り除き、被告会社の従業員らに日本の文化・道徳・歴史について「正しい」知識や認識を広めることを目的として、資料の配付等を行ったと主張しました。この主張により、被告らは、被告らの資料配付等の目的が被告会社の業務とは一切関係ないものであること、従業員らの歴史認識を「修正」しようとする目的であったことを自ら認めました。

4 次回期日以降の予定

今後は、被告側で、資料の配布行為などの違法性についての反論を次回期日までに行い、その後、原告側が、3で述べたような被告会長の主張に対する反論も含めて、被告の反論に対する再反論を行う予定です。

皆様におかれましては、今後とも温かいご支援をよろしくお願いいたします。

以 上



原告からのメッセージ

高校1年生のとき、(あの頃はまだ私たちのように日本で生まれ育った3世で、日本にしか居場所も存在を証明できる人も居なくても)外国人登録制度のもと、16の誕生日の前後に登録手帳を作り役所に行った。

すごく嫌で涙がでた。窓口の人も困ったと思う。窓口の人も私もどちらにもどうしようもないこと。わかっているもちょっと睨んで、突っぱねた感じの左手人差し指の指紋が手帳に残った。押し直すようにいわれるかと思ったけど、手帳は出来上がった。

クラスメイトに日の丸をやたらと可愛らしくポイントにして体操服のポケットなどに描く、気さくで明るい女の子がいた。正直、やたらと「日本(人)です感」を強調されて嫌だった。(注;私にとって日本自体はとても大事な居場所です。私の人生は日本で育まれたので。誤解が無いように!)

高校は、私が通った小・中学校とは全く違っていた。行事の度に日の丸を掲げ、君が代を大音量でひびかせた。体育祭の前には、教室の後ろの黒板に、第2校歌と称する軍歌の替え歌らしき歌詞が全クラスに書かれて、気分が悪くて消した。…次の日には復活していた。先生に言うと、開会式には参加しなくていいと言われた。周りのみんなを見ても何を思うのかが見えなくて、孤独でとても苛立った。

小学校高学年から、日本名を使わなくなった。「本名」宣言をしたから。親や地域や学校に守られた中で流されての決断だった。高校では日本名でない自分、日本人でない自分がひとり異質な存在のような気がして気持ちを持っていくところがなかった。

そんな感じをすでに入学当初から感じていたから、指紋を押した次の日にイライラが発火した。クラスの中で「あんたら、こんなん知らんやろう!」と外国人登録手帳を机に投げつけた。行き場のない気持ちでいっぱいなのに、周りはキョトンとするだけで終わってしまった。自分が知っ

ていることと、周りが知っていることが余りにも違いすぎてどうにも反応できず余計に孤立した。

でも、この行為が本当に知らなかったのは自分だと思い知るきっかけにもなった。手帳を投げつけた後、女の子がひとり誰もいないのを見計らって寄ってきて、私に言った。「あれ外登証やろ」。そして、手紙を渡された。手紙の中には、彼女が私と同じ「在日」であること、絶対に自分はそのことを周りに言えないこと、そして、私が「本名」を名乗っていることを偉いと思う。自分には出来ない。ということが書かれていた……。私は、全然偉くない。私こそ守られて育ってきたことに気づかないまま、現実を知らないまま……。

その子は、先に書いた気さくで明るいクラスメイトだった。「一般的」に多い「在日」のあるべき？姿を強烈に突きつけられた。日本人らしく振舞うことを身につけることが自分や家族を守ること。残酷な家訓とも言える教え。

今もずっとずっと後悔している。あの時、高校卒業までの間にたった一言でも何かを返せていたらという取り返せない思いがずっと心にある。中途半端でも、「私は偉くない」の一言でもいいから何か言葉を返すことが出来ていたら良くも悪くも彼女と私の間に、「次」があったのではないかと。

彼女は確かに望んで自ら日本人であるように振舞っていたし、そのことを私に打ち明けたあの一瞬以外では、一切周りには見せていなかった。それは条件付きでの「本当の」気持ちというしかない。私のことを偉いという彼女、置かれているところがイビツであることに気づいていたと思う。自ら選ばざるを得ない選択肢。そんな環境であるという自覚すらない周囲の中でひたすら一人演じ続けていた。それを「彼女が選んだこと」と言い放てない。

私もこの数年間、演じようとしてきた。日本人として振舞うことはできない。だから会社の中では「業務以外は不真面目で何も見てない、気

付いてない振り」をして。そのうち会社の中で、上層の誰かが止めてくれるであろうと期待した。だって、ただ普通にみただけでもおかしいから。でも、会社からの配布物は、上の人のフィルターを通った純化した言葉と意に添った行動への賞賛の言葉で占められつつある。ただ、色んなことを祈りながら。

みなさまへ

2015年9月 匿名の私

以上の文章は、原告がNPO法人トッカビの会報（2015年11月号）に執筆した文章を転載したものです。NPO法人トッカビの許可を得て転載します。

人は互いに違うところの流れを背負って出会うから、豊かになっていける。フジ住宅での13年の間にも、そんな出会いがありました。ここ数年は、なかなかしんどくなってしまったけれど…。今も、大切な人たちがそこで働いています。勿論、私も働いています。

会社では、私のことを、「恩を仇で返す人間性の低い人」「お金目当ての行為」と思うそうです。勿論、私に対して、全員の方がそう思っているわけではないようですが。上層の方たちはそういうふうに思わせたいようです。そして、そういう意見だけが入ってきます。

私は大して何かが出来るわけでも、気持ちの大きい気の利いた人でもありません。気の小さい面倒くさがり人間です。ただ、普通に働いて、経済的にも精神的にもいい出会いがあればいい。少し誰かに喜んでもらう、いい出会いのおすそわけで希望を分かち合うことが出来れば、尚、嬉しいなと思っている程度です。あとは、不要に嫌なことはしたくもされたくもない。この先自分自身も、周りの人にも、これから社会にでる子どもたちにとっても望むことです。ただ、それだけです。

今回、フジ住宅の中で数年の間に起きてきたことに対し、私を含め共

に考え出した人は、共通して、「ひとつの企業だけの問題ではない」という危機感を持っています。企業だけでなく色んなところで人の持つ多様性を排除し、力を持った「立派」な人たちの都合に適った「日本の誇り」を「従順なヘイト感情」とともに育てる働きかけを、私は、配布される資料などから感じてきました。そして、残念ですが、私は、人の心に出会うのが、より一層、怖いと感じだしました。

今回の裁判で、ヘイト感情を煽り、不要な行為を促す会社の行為から私だけでなく他の従業員と一緒に守られることを、私は切に願っています。

そして、色々な分野での問題が広く深く取り上げられ、多様な出会いと豊かで優しい社会につなげていけるように、願っています。

みなさん、よろしくお願ひします。

以上

弁護団自己紹介 よしどめ さとし 吉留 慧 弁護士

この度、ヘイトハラスメント訴訟弁護団に参加させて頂くこととなりました弁護士の吉留慧と申します。私が弁護団に参加することとなったきっかけは、所属している青年法律家協会のメンバーである金星姫先生と冨田真平先生に、本件について紹介をして頂いたことです。

私はこれまでヘイトスピーチや労働問題を扱った経験がなく、力になれるか不安な面もありましたが、お二人から事件の概要、会社で実際に配布された資料の説明を受け、何かしなくては！と感じ、参加を決めました。

会社は、人種・思想・経歴など様々なバックグラウンドを持つ人々が共に働く場であり、そのことは当然の前提です。そして、そのような会社の使用者には、職場の環境を良好に保つ義務が課されます。本件での会長の行為はこの義務に明確に反するものです。会社は仕事をする場であ

り、特定の思想についての教育や啓蒙を行う場ではありません。ましてや、偏った思想を押し付ける行為は到底許されるものではありません。

配布資料の中には読むことにも躊躇を覚えるような、読んでみるとむかむかするようなものが大量にあります。このようなものを職場の上司から日々・大量に配布され、会長の独自の思想を浴びせかけられ続けている原告さんの精神的苦痛は並大抵のものではありません。

また、この問題は、フジ住宅に限った問題ではなく（最近報道されたアパホテルの問題もあります。）日本社会全体の問題です。異なるアイデンティティーを持つ人々が互いに尊重しあって生活できる社会を実現するためにもこの裁判は重要な裁判です。

私は経験が浅く至らない点も多いですが、弁護団の一員として精一杯尽力いたしますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

れている者であると訴えてくださった原告の方の言葉が心に残りました。一番危険なのは、あきらめ、流されていく道を選択していくこと。それも知らず知らずの一。事実にもとづいてしっかり考えていく。自分のまわりの人にまず、このフジ住宅でのことを知ってもら

うよう私なりにやっていきたいです

○流れに逆らうことは大変なことだけど、今こそ自分のできる場所で、できる方法でやらないといけないと痛感させられました。これからは参加して、回りに伝えたいと思います

街頭署名活動をおこないます！

3月26日（日）午後2時～、ご協力をお願いします！！

きたる3月26日（日）、「ヘイトハラスメント裁判」の公正な審議・判決を求める署名活動を、下記の通り2回にわけておこないます。裁判のことを多くの方に知っていただくための街頭宣伝、チラシ配布なども同時に行います。どちらか1カ所だけでも、もちろんOK！一人でも多くのお参加をお待ちしています！

1. 午後2時～午後3時30分 南海電鉄「岸和田駅」

中央改札出て左側、線路西側歩道の横断歩道付近に集合



このぼり旗
が目印！

2. 午後4時30分～午後6時 南海「難波駅」

三井住友銀行前歩道付近に集合

